

水道料金改定のお知らせ

■改定後の水道料金(1か月/消費税抜き)

口径	現行基本料金	改定後基本料金	増減	従量区分	現行従量料金	改定後従量料金	増減
φ13mm	600円	800円	200円	1m ³ ~10m ³	50円/m ³	70円/m ³	20円/m ³
φ20mm	700円	930円	230円	11m ³ ~20m ³	130円/m ³	170円/m ³	40円/m ³
φ25mm	3,000円	3,980円	980円	21m ³ ~30m ³	150円/m ³	200円/m ³	50円/m ³
φ30mm	5,000円	6,630円	1,630円	31m ³ ~50m ³	170円/m ³	230円/m ³	60円/m ³
φ40mm	7,000円	9,280円	2,280円	51m ³ ~100m ³	190円/m ³	250円/m ³	60円/m ³
φ50mm	12,000円	15,900円	3,900円	101m ³ 以上	210円/m ³	280円/m ³	70円/m ³
φ75mm	20,000円	26,500円	6,500円				
臨時用は各口径に準じる。					500円/m ³	660円/m ³	160円/m ³

※口径13mmおよび20mmの検針期間は2か月毎。口径25mm以上は1か月毎。

■新料金の適用時期

状況	検針日	検針日				
		8月	9月	10月	11月	12月
10月1日より以前から引続いて使用している場合	奇数月検針		旧料金と新料金で接分			
	偶数月検針	旧料金		新料金		
	毎月検針	旧料金		新料金		
10月1日以降に新たに使用する場合				新料金		
10月中旬に休止する場合			旧料金			

～改定の背景と理由～

幸手市水道事業では、人口減少による水道料金減収や施設老朽化による更新費用、物価上昇による運営経費確保を見据え、第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)を策定しました。あわせて安定した水道事業運営と安心・安全な水道水を安定供給するために、水道料金を改定(改定率34.3%)します。

みなさまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050

◇改定後請求額の例(消費税込み)

口径20mm(2か月料金)の場合

使用水量	現行	改定後	現行との差額
10m ³	2,090円	2,816円	726円
15m ³	2,365円	3,201円	836円
20m ³	2,640円	3,586円	946円
25m ³	3,355円	4,521円	1,166円
30m ³	4,070円	5,456円	1,386円
35m ³	4,785円	6,391円	1,606円
40m ³	5,500円	7,326円	1,826円

○…検針日

水道メーターの交換

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050

水道メーターは、計量法の規定により8年間で交換が必要です。今年度交換対象となるご家庭にはお知らせを郵送後、市指定給水装置工事業者が作業を実施します。費用は市が負担します。

立会いは不要ですが、敷地内での作業となりますので、留守の場合はあらかじめご了承ください。

※作業員は、市発行の身分証明書(有印)を携帯しています。

▼交換期間(予定)

- 東地区
 - 1回目:5月下旬~6月中旬
 - 2回目:7月下旬~8月中旬
 - 3回目:9月下旬~10月中旬
 - 4回目:11月下旬~12月中旬
 - 5回目:1月下旬~2月中旬
- 西地区
 - 1回目:6月下旬~7月中旬
 - 2回目:8月下旬~9月中旬
 - 3回目:10月下旬~11月中旬
 - 4回目:2月下旬~3月中旬
- 市内全域(口径25mm以上)
 - 6月中旬~12月中旬



水道配水管の清掃

下記の日程で水道配水管の清掃を行います。清掃時間は午後11:30から翌午前5:00ごろまでです。

※清掃作業中は、作業場所およびその近隣地域で水の出が悪くなり濁り水が出る場合がありますので、ご注意ください。

5月13日(水)~14日(木)	惣新田、中野、下吉羽、西関宿、木立、長間、細野、榎野地、上宇和田、北1~3丁目、西2丁目、松石、外国府間、内国府間、円藤内、権現堂
5月14日(木)~15日(金)	上吉羽、戸島、見立団地、神扇、大字幸手、神明内、中川崎、下川崎、中5丁目
5月20日(水)~21日(木)	香日向1~4丁目、千塚
5月21日(木)~22日(金)	東1~5丁目、緑台1・2丁目、天神島、上高野1丁目、中1丁目、南1~3丁目、上高野
5月28日(木)~29日(金)	栄1番~6番(幸手団地)、栄7番、吉野

国民健康保険税の税率などの改定

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線143

国民健康保険は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、公費の拡充による財政基盤の強化を図っているところです。

財政運営の責任主体である埼玉県では、県内市町村の国民健康保険事業の広域的かつ効率的な運営を推進するため「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、県内市町村に対し、令和9年度までに、埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」となるよう税率(市町村毎に毎年度提示されます)の見直しを求めています。

幸手市国民健康保険では、令和9年度の「市町村標準保険税率」に向けて段階的に保険税率を引き上げていくこととし、令和8年度の税率(所得割・均等割)を改正しました。また、被保険者間の負担の公平性を図るため、賦課限度額を引き上げました。

令和8年度から、子ども・子育て世帯を応援するため「子ども・子育て支援金制度」が始まり、国民健康保険からも子ども・子育て支援納付金としてご負担いただくこととなります。

なお、令和8年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に発送します。

◆税率などの改定

税率等区分		令和7年度	令和8年度	
医療給付分(加入者全員)	所得割	7.6%	8.0% (+0.4ポイント)	限度額
	均等割	42,000円	46,000円 (+4,000円)	660,000円
後期高齢者支援金等分(加入者全員)	所得割	2.6%	2.7% (+0.1ポイント)	限度額
	均等割	15,000円	16,000円 (+1,000円)	260,000円
介護納付金分(40歳~64歳)	所得割	2.3%	2.4% (+0.1ポイント)	限度額
	均等割	15,000円	17,000円 (+2,000円)	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	所得割		0.25% (+0.25ポイント)	限度額
	均等割		1,500円 (+1,500円)	30,000円
	18歳以上均等割※		100円 (+100円)	
合計	所得割	12.5%	13.35% (+0.85ポイント)	限度額
	均等割	72,000円	80,600円 (+8,600円)	1,120,000円
※参考 医療給付分+ 後期高齢者支援金等分+ 子ども・子育て支給納付金分	所得割	10.2%	10.95% (+0.75ポイント)	限度額
	均等割	57,000円	63,600円 (+6,600円)	950,000円

◆18歳以上均等割とは

子育て世帯を支援するという制度の趣旨から、18歳未満の被保険者の子ども・子育て支援納付金の均等割額は10割軽減されます。18歳未満対象の軽減相当分を、18歳以上の被保険者に18歳以上均等割として、ご負担いただくものになります。

◆18歳未満とは(この説明の中での)

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人について、対象となります。

国民健康保険税の簡易申告

一定の所得以下の世帯は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。軽減の判定は、世帯主(本人が国保に加入していない場合も含む)と国保加入者全員の所得状況により行いますので、4月1日現在で16歳以上(被扶養者も含む)の全員の申告が必要です。

世帯主が確定申告や住民税申告をしている場合でも、16歳以上の加入者に未申告者がいると軽減は適用できませんので、期限までに簡易申告(国民健康保険税用の申告)または住民税申告を行ってください。

また、簡易申告については下記の二次元コードから電子申請でも申告ができます。

※令和7年度に軽減が適用された世帯で、かつ世帯主と国保加入者全員の所得状況が確認できない世帯には、5月中旬にお知らせを郵送する予定です。

期限 6月12日(金)まで

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線143



電子申請はこちら!